

# 都市計画提案制度の概要

---

**円滑に手続きを進めるため、都市計画提案制度  
を利用する場合は、必ず事前にご相談ください。**

**-帯広市 都市環境部 都市建築室 都市政策課-**  
**TEL 0155-65-4175**

## 1. 都市計画提案制度とは

この制度は、地域のまちづくりなどを進めるにあたって、都市計画の決定や変更を土地の所有者の方々などが帯広市や北海道に提案できるものです。

## 2. 都市計画とは

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために必要な事項を定めた計画であり、都市計画法に基づき定められています。

主なものとして、

- ① 市街化区域と市街化調整区域との区分（線引き）に関するもの
- ② 用途地域などの土地利用に関するもの
- ③ 道路、公園などの都市施設に関するもの
- ④ 土地区画整理事業や再開発事業など一体的な土地の開発に関するもの

などがあります。

## 3. 提案を行うことができる者

都市計画の提案を行うことができる者は、次のとおりとする。

（都市計画法第21条の2第1項、第2項）

- ① 提案の対象となる区域の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権もしくは賃借権（臨時設備等一時使用が明らかなものを除く）を有する者（以下、「土地所有者等」）
- ② まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人
- ③ 民法第34条に基づく公益法人その他の法人で営利を目的としない法人
- ④ 独立行政法人都市再生機構
- ⑤ 北海道住宅供給公社
- ⑥ まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして、都市計画法施行規則第13条の3に定める団体

## 4. 提案することができる内容

「都市計画マスタープラン」等を除き、帯広市が決定する全ての都市計画の内容について提案することができます。

※北海道が決定するものは市に提案することはできません。

## 5. 提案の要件

- (1) 提案区域の面積は、0.5ha 以上の一団の土地の区域であること。  
(都市計画法第 21 条の 2 第 1 項、同施行令第 15 条の 2)
- (2) 都市計画マスタープラン等の都市計画に関する法令上の基準に適合すること。  
(都市計画法第 21 条の 2 第 3 項第 1 号)
- (3) 提案区域内の土地の所有者等の 3 分の 2 以上の同意（人数と面積）があること。（都市計画法第 21 条の 2 第 3 項第 2 号）

## 6. 提案に必要な書類

- (1) 計画提案書：様式 1
- (2) 提案資格を有することを証明する書類
  - ① 土地所有者等の場合：土地又は建物の登記事項証明書、地番図
  - ② 法人の場合：法人の登記事項証明書、定款
  - ③ まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして、都市計画法施行規則第 13 条の 3 に定める団体の場合：様式 2
- (3) 都市計画の素案
  - ① 計画書（計画の概要及び提案理由を記載したもの、様式 3）
  - ② 関係図：位置図（1/25,000 程度）、区域図（1/2,500 程度）、計画図（1/2,500 程度）
- (4) 土地所有者等の同意を得たことを証する書類
  - ① 土地所有者等の一覧表（様式 4）、地番図
  - ② 同意書（様式 5）
- (5) 提案の判断に関する資料
  - ① 土地所有者及び周辺住民への説明の経緯に関する資料（様式 6）
  - ② 周辺環境への検討に関する資料（任意様式）
  - ③ 事業の検討に関する資料（事業の実施が前提となる事業の場合、任意様式）
- (6) その他関係資料等  
※提出部数は、各 2 部です。  
※その他、必要に応じて資料などの提出をお願いすることがあります。

## 7. 提案に対する判断

帯広市は、都市計画に関する法令の基準や、まちづくりに関する方針、提案された土地の状況などを総合的に勘案して、都市計画の決定又は変更の必要があるか否かを判断します。

## 8. 判断後の流れ

- (1) 都市計画の決定又は変更の必要があると帯広市が判断したとき
  - ① 提案者への連絡
  - ② 都市計画の案の作成
  - ③ 帯広市都市計画審議会へ付議
  - ④ 都市計画決定（告示）

(2) 都市計画の決定又は変更の必要がないと市が判断したとき

① 判断理由を提案者へ連絡

※提案者は帯広市の判断に意見がある場合、意見書を提出することができます。

② 帯広市都市計画審議会の意見聴取

## 9. 提案結果の公表

帯広市では手続きの終了後、都市計画に対する考え方を広く市民の皆様にお知らせするため、提案内容の概要や、判断理由、決定または変更を行った場合の内容とその概要などをホームページ等で公表します。

## 10. 事前相談

都市計画提案制度を円滑に利用していただくために、帯広市では事前相談を受けつけています。北海道が定める都市計画についても、帯広市で相談を受けつけていますので、お問い合わせください。また、提案書を提出される前に必ず事前相談を行ってください。

### ～都市計画提案制度に関する相談窓口～

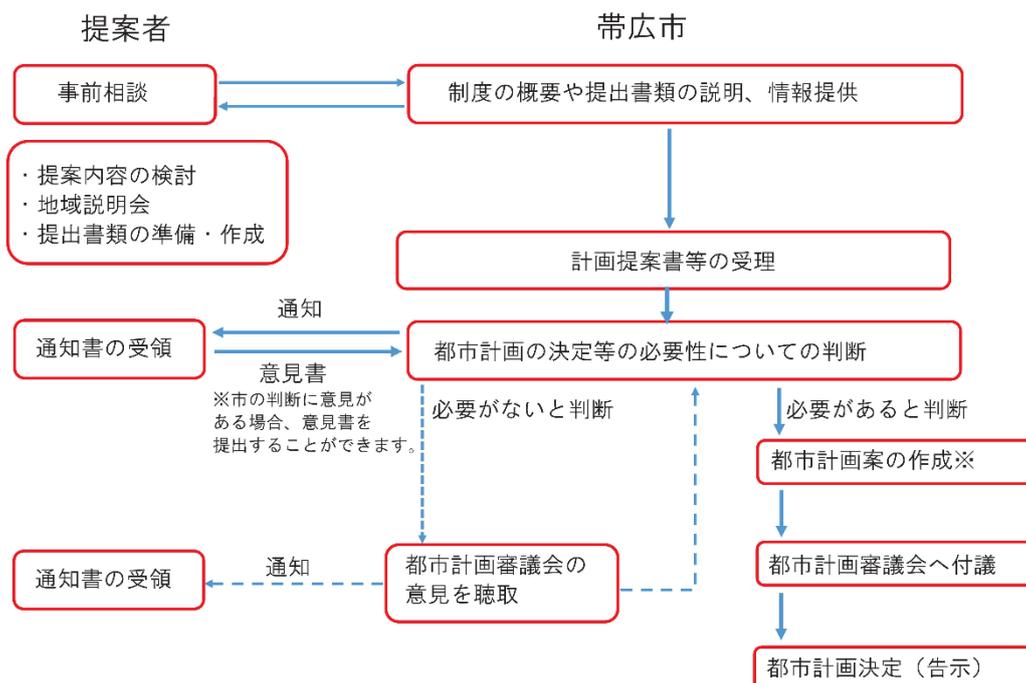
帯広市 都市環境部 都市建築室 都市政策課 都市計画係

TEL 0155-65-4175 (直通)

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所6階

## 11. 提案制度の流れ

### 都市計画提案の手続きの流れ



※地区計画に関する提案の場合には、「都市計画案の作成」前に、都市計画の素案の縦覧を行います。